

## 住民税（市・都民税）の申告は郵送または電子申告で

住民税（市・都民税）申告・相談、確定申告の際に必要な書類など

①申告書（持っている方）

※住民税（市・都民税）申告書は2月2日（月）発送予定です。

※確定申告の用紙は、1月19日（月）から市役所でも配布します。

②源泉徴収票や支払者の証明書など、収入が明らかになる資料

③マイナンバーカードなどの番号確認書類（確定と運転免許証などの本人確認書類（確定申告は写しをお持ちください））

④所得税の還付の場合は、通帳など金融機関の口座番号がわかるもの

⑤令和6年分の確定申告書の控え（持つている方）



▲住民税申告の電子化について

- 電子申告  
e-TAX（エルタックス）から「マイナンバーカード」を利用した電子申告には、次のパスワードが必要です。
- ・券面事項入力補助用パスワード（英数字6～16桁）
- ・署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16桁）

## 令和8年度住民税（市・都民税）の申告・相談 令和7年分所得税の確定申告の仮受付・相談

期間 2月16日（月）～3月16日（月）（土・日曜日、祝日を除く）

時間 午前9時～11時30分、午後1時～3時30分

会場 市役所東庁舎4階大会議室

問合せ 課税課市民税係内 165

- ▼住民税（市・都民税）の申告が必要な方  
○給与所得のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
- 事業・不動産・配当・個人年金・そのほかの所得のあった方で、所得税の確定申告が不要な方
- 非課税所得（遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険・生活保護受給など）のみの方
- 収入がなかった方（市内の同一世帯の方から扶養されている方を除く）



LINEでも簡単に確認できます。  
詳しくは6ページを確認してください。



▲住民税申告が必要か確認できます

- ※市申告書コピーの返送は行いません。受付日を押した申告受付書が必要な方は、「住所、氏名」を記入した返信用封筒（110円切手貼付）を同封してください。
- ※同居の親族に扶養されていても住民票上世帯が別になっている場合は、申告が必要です。

- ▼提出方法  
○郵送  
●必要事項を記入した申告書と、必要書類を同封して、郵送または直接、申告会場へ宛先〒205-18601（所在地記載不要）  
要 羽村市課税課市民税係

※所得や控除の書類を同封している場合は、金額の記入は不要です。

- 市職員による確定申告の  
仮受付・相談に関するお願い  
◆各控除を受ける場合  
⑥国民年金保険料などの控除証明書  
⑦社会保険料などの領収書  
⑧生命保険や地震保険の控除証明書  
⑨医療費控除の明細書  
⑩寄附先からの領収書など  
⑪身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）など



▲医療費控除について

- 市役所【4階大会議室】  
税理士による無料申告相談  
市職員による仮受付・相談

青梅税務署  
2月16日（月）～3月16日（月）  
の午前8時30分～午後4時（LINE予約、もしくは当日、入場整理券が必要：5ページを確認してください）

2月16日（月）～3月16日（月）  
の午前9時～11時30分、  
午後1時～3時30分

税理士による  
無料申告相談  
市職員による仮受付・相談

2月2日（月）～6日（金）  
(事前予約制：詳しくは広報はむら1月1日号を確認してください)

### ◆申告・相談の受付内容・期間（いずれも土・日曜日、祝日を除く）

申告の内容	市役所【4階大会議室】		青梅税務署
	税理士による 無料申告相談	市職員による仮受付・相談	
住民税（市・都民税）申告	×	○	×
年金・給与所得 雑・一時・配当所得	○	「高齢の方」などが対象 (今回で市の受付けは終了)	○
営業・農業などの事業所得 や不動産所得（白色・青色） 住宅借入金等特別控除	○	×	○
譲渡所得 繰越損失に関する申告	市役所では受付けません。 青梅税務署で相談してください。		○
過去の年分の申告	令和6年分のみ	×	○
作成済み確定申告書の提出	提出用ポストへ※		○

※詳しくは、5ページの「(3)提出用ポスト」を確認してください。

### 【注意】

- ★庁舎内には、午前8時30分頃に入り、4階大会議室にお越しください。
- ★防犯上、早朝待機はできません。以下のとおり、早く来庁しても先着順での案内にはなりません。
  - 税理士による無料申告相談…完全予約制
  - 市職員による仮受付・相談…午前8時40分に4階大会議室前にいる方で受付順を抽選します。
- ★当日の混雑状況によっては、早めに受付けを終了する場合があります。

### ◆市役所での所得税確定申告受付は、3月16日（月）をもって終了します

- ・市での確定申告受付は令和7年分（令和8年2月16日（月）～3月16日（月）の受付分）をもって終了します。
- ・今後の確定申告については、e-Taxによる電子申告や郵送での提出に協力ください。
- ・申告の支援が必要な方は、「税理士による無料申告相談（2月上旬予定）」もしくは青梅税務署を利用して下さい。